

KSKR

## だいかれん

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)

## 精神障害者は「障害者」ではないの？

会長 倉町 公之

私たちは現在、「精神障害者への医療費助成と公共交通運賃の割引の適用」を求めて署名活動を行っています。

## ○精神障害者も「障害者福祉」の対象

これまで主に医療の対象であった精神障害者は、1993年(平成5年)の障害者基本法の改正により障害者福祉の対象として位置づけられました。しかし、その後も、障害者福祉において多くの障害者間の格差は解消されていません。

今回の署名は、身体障害者及び知的障害者の重度障害者については全ての医療費が助成の対象となっており、これを精神障害者についても適用するように求めるものです。また、JR、民営鉄道、バス、航空機等の運賃、高速道路の通行料金などの割引についても、同様の要望をしています。

## ○府議会、さらに府知事へ要望を

昨年、大家連では、「医療費助成と交通運賃割引を求める請願」書を、大阪府議会に提出し、全会一致で採択されました。これに基づき府議会から知事に対して実施に向けての検討が求められました。府知事からの回答は、これまでの取組み以上のものにはなっていません。

今回の署名(緑色)は、大阪府知事が、精神障害者の課題を理解されて早期に実現されるよう求めるものです。

みんなねつとで取り組んでいる署名(白色)は、交通運賃の割引を「国会」へ直接届けるものです。

私たちの声を大阪府知事に直接届ける機会はめったにありません。家族ばかりでなく周りの支援者にも声をかけて、署名をお願いします。

## 目次

◆ 精神障害者は「障害者」ではないの？	1頁
◆ 委員会報告	2頁
◆ 家族の思い	3頁
◆ 新たな精神科救急医療体制	
◆ 家族会紹介(家族SST交流会)	4頁
◆ 遠塚谷さんのミニ知識	5頁
◆ 精神福祉保健講座	6頁
◆ 理事会の活動報告・賛助会報告	7頁
◆ お知らせ・編集後記	8頁

署名は5000筆を越えました!

国への請願書

5331筆

「精神障害者の交通運賃に関する請願書」

大阪府への要望書

5041筆

「精神障害者への医療費助成及び交通運賃割引に関する大阪府への要望書」

2015年(平成27年)9月4日現在

## 委員会報告①②

### 大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会

障害者差別解消法が、平成28年4月から施行されるのに先立ち、大阪府においては、平成25年11月、大阪府障がい者施策推進協議会に差別解消部会を設置されました。

部会委員は、障害当事者団体（大家連を含む）、関係機関・団体、学識経験者等19名で構成されています。

この部会においては、障害者差別の事例（691件）を収集するとともに、「不当な差別的取り扱い」、「合理的配慮」、これらの目安となる「ガイドラインの作成」、「相談、紛争の防止・解決の体制整備」等について検討されました。主な用語について、簡単に説明します。

#### ○大阪府障がい者差別解消ガイドライン

（障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会をめざして）

「**不当な差別的取扱い**」…障害を理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障害者の権利利益を侵害すること。

#### （具体的事例）

- ・精神障害者の理解が十分に進んでいないことから、（何が起るかわからないという不安が生じ、）アパートなどで退去させられたり入居拒否の事例があった。

「合理的配慮の不提供」…障害者から何らか

の配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行わないことで、障害者の権利利益を侵害すること。

#### （望ましい合理的配慮の事例）

- ・契約書、しおり等書類や掲示物にルビ打ちをしている
- ・クールダウンする場所、パニックや精神的に不安定になった場合でもリラクゼスできるよう静かな部屋、休憩室等を用意している

#### ○相談、紛争の防止・解決の体制整備

以下の体制の整備について検討された。

- ① 地域・既存の相談機関等における解決の仕組み（市町村で検討）
- ② 地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組み（大阪府の取組み）
- ③ より専門的・中立的な立場から対応する仕組み（「合議体」の設置）
- ④ 障害者差別解消支援地域協議会

#### ○条例の必要性について

障害を理由とする差別のない、共生社会の構築に向けては、条例による裏付けが取組みの実効性を高めることになる、条例を制定すること自体に啓発効果がある、全体の仕組みがわかりやすくなり、事業者としても利用者への対応がしやすい、といったことから、条例が必要との方向でおおむね一致した。

差別解消部会としては、9月14日（月）開催の大阪府障がい者施策推進協議会上記内容を報告し、同協議会では審議の結果を大阪府知事に報告することとなります。（K・K）

（注）「しょうがい」については、大阪府は「障がい」と表記することとしています。大家連など障害者団体は平仮名にしても内容が変わるものではないので、従来どおり「障害」と表記しています。



**大家連は  
こんな活動をしています**

- \* 各家族会と力を合わせて  
家族の仲間作り
- \* 毎日の電話相談事業
- \* 講座の開催
- \* 『だいかれん』誌の発行
- \* 国・大阪府・大阪市などへの  
要望活動

# 家族の思い出

夏の初めに思い出・・・ 松永マサ子

また暑い夏がやって来ました。夏の初めの祇園祭りのお雛子を聞くたびに、思い出します。

娘は発症当時、大学生で下宿していました。あの夏の暑い祇園祭りの日、私は暴れる娘をタクシーに乗せて大阪まで連れて帰りました。15年たった今でも忘れられません。

当時通院していたクリニックの医者からは、「入院はかわいそう、家族で看るのが一番」と言われ、それを信じて何とか病気を治そうと一生懸命でした。何しろ、急性期の激しい症状。急に怒り出して暴れだす、物を壊す、ベランダから何度も飛び降りかける、家から飛び出して行方不明になる。目を離せません。私はひとり、ビクビクしながら1日中娘について回りました。ぐったりやつれて、10キロ痩せました。家族会や電話相談どころではありません、孤独でした。3年間クリニックでお世話になりましたが、回復からは遠く、頑張れば頑張るほど、娘は良くなりません。

こうして、3年経て初めて精神科病院に入院しました。その後、病院デイケア、地域の作業所へと繋がっていきました。現在は35歳になりましたが、作業所の農作業が好きで農園ガールと家族から呼ばれています。まだま

だ課題は多いですが、真っ黒に日焼けして毎日頑張っています。

これまで辛いことは山ほどありましたがうれしいこともありました。隠していた病気をオープンにした事で、仕事仲間、親戚、友達、周りの人からいっぱい助けてもらいました。その助けの御蔭で自分の好きな仕事を最後まで続けられました。ありがたいことです。

それから家族会との出会いです。家族会に入り、私が元気になりました。そのころから、娘も落ち着き始めました。「今はしんどいけど、きつと落ち着いてくる。大丈夫。」「娘さんとの距離をとって、お母さんがもっと人生を楽しみましょう。娘さんと、離れて月旅行しといて！」たくさん教えてもらいました。人として成長させてもらいました。

最近では、自分の趣味ができて楽しいこと、わくわくする事が増えました。今までは、娘の将来に強い期待、要求がありました。まずは娘にとっても楽しい人生が送れるようになって欲しいと思えるようになりました。

今、同じように困っておられるご家族の役に立てたらという思いで家族会の世話人、家族学習会の担当をさせて頂いています。これからも共に泣き、笑いがんばりたいと思っています。

## 「新たな精神科救急医療体制」

（精神科救急医療が一步前進）

精神疾患のある方が身体的な疾患や外傷で救急受診しようとする場合、受け入れ先の病院が決まらないで、たらい回しにされて困っていました。

大阪府ではこの問題を解決するために、身体科・精神科の連携強化した新しい救急医療システムを8月17日からスタートしました。全国初の試みです。

精神障害者が怪我や身体の病気で救急車を呼んだ時に、スムーズに診療が受けられるようになることが期待されます。



# 家族会紹介

家族が元気になる家族会

## 「家族SST交流会」

～対応のコツを学ぶ

セルフヘルプグループとして～

〈2009年設立にあたって〉

家族会に入会して、孤立感からの解放「私だけでなかった」という思いでほっとしました。誰にも話せない苦しみも、家族会では話せることで心のゆとりが少し生まれました。でも病気の本人への対応をどうするか、家族だけがかかえ日常困っている現状にどう対処すればいいか、情報が少ない中で見えてきませんでした。そこで、家族ができる家族SSTを学び、本人との関係を築にし、回復していく道を大切にしていく家族会をめざし「家族SST交流会」を設立しました。

〈家族SST交流会で大切にしていること〉

### グループの目的

- ① 家族の知りたい情報を提供する場です。
- ② 孤立からつながっていける場です。
- ③ 家族力を高めましょう。経験交流の中で気づき自分自身の力をつけていく場です。

### 大切にしていること

家族が一番困っていること悩んでいることは、病気の方との関係をどうすればいいかです。病氣理解の勉強とよい関係をつくる対応

のコツ(家族SST)を学びます。4人グループでの経験交流では自分にあつた方法に気づいていき実践につなげていきます。

〈主な活動〉

- ① 毎月1回の例会(第4日曜日 午後1時から4時 場所:堺市総合福祉会館)

② 講演会

昨年度

5月 高森信子氏講演会

「親亡き後を親ある今考えよう」

7月 吉井ひろ子氏講演会

「主治医への上手な伝え方」

11月 瀧本優子氏講演会

「家族も楽になる接し方」

～家族SSTを目指して～

1月 堺市障害福祉課講演

「障害福祉の基本のき」

2月 小田多佳子氏講演「災害に備えて」

3月 阪口喜久子氏講演

「発達障害者支援センターアプリコトト堺の活動について」

本年度

4月 高森信子氏講演会

「フィルターをはずして接しましょう」

～さわやかな関係づくりのために～

7、8月 瀧本優子氏講演会

「家族も楽になる接し方」

連続3回講演

③ 家族による家族学習会

(5回連続、応募10名まで)

家族会以外の方にも知ってもらうため

内配布し、孤立している家族に参加者応募を呼びかけています。参加者と世話人4名でテキストをもとに、病氣理解、家族としての対応を学び、体験の共有をします。回を重ねるごとに、参加者の皆さんはとも元氣になっていかれます。引き続き、家族会に入会される方もたくさんおられます。

④ 電話相談活動

困ったとき相談したいときははじめの一步です。

(夜9時まで080-2517-6939)

〈こころがけていること〉

受付では、「よく来られましたね。」笑顔でおもてなしの一言が思い切つて参加した方の心をなごませます。早く来られた方と会場の準備やかたづけなども一緒にします。一緒に動くことで気持ちのつながりや親しみやすさができます。家族会はグループワークです。「参加してよかった。また来たいです。」帰るときは笑顔が生まれる、こうした気持ちが出てくる家族会を目指したいと考えています。

仲間とのつながりと語りから、隠さずに生きる前向きな生き方に変えていく家族になり、社会資源としての力を持つ家族会へみんなを変えていきたいと願っています。

いつでも自由に家族会見学にお越しください。歓迎いたします。

家族SST交流会世話人代表 川辺慶子

とおつかに  
遠塚谷さんの

## ミニ知識

### 障害者権利条約

日本は2014年1月に障害者権利条約を批准しました。それはどんな意義があるのでしょうか。障害者権利条約はどのような内容でしょうか。

私たち抜きで私たちのことを決めないで

このフレーズは障害者権利条約を象徴する言葉として、広く知られるようになりました。こうした条約が制定される過程では、普通は政府間の交渉が進むのですが、この権利条約の場合、障害者団体の代表者の発言が認められ、各国の障害者団体が議論に参加して成立したのです。「私たち抜きで私たちのことを決めないで」を何度もくり返して、障害者団体は条約制定に大きな力を発揮しました。

わが国の福祉を障害者権利条約の水準へ

障害者権利条約が国連総会で採択されたのは、2006年12月です。今回の批准までに、2009年3月に権利条約批准を閣議決定する動きがありました。その時障害者団体が中身の伴わない批准に反対し、国内法の見直しを強く要望しました。これを受けて、2009年12月に障害者制度改革推進本部が発足し、障害当事者や家族が多くを占める推進会議で、国内法の整備に向けて議論が深められました。

わが国の障害者福祉を障害者権利条約の水準に引き上げよう、というのが参加者の熱い思いでした。結果として思うにまかせないことが多々あったのですが、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立などを経て、障害者権利条約は批准されました。

「医学モデル」から「社会モデル」へ

障害者権利条約では、障害を周囲の態度や社会的障壁との相互作用によるものとしています。すなわち、障害をもつ人の社会参加を妨げるさまざまな要因によって障害が生じるのであり、社会の側にそうした社会的障壁を取り除く努力が必要だということです。これは「社会的モデル」の考え方です。それに対して、「医学モデル」では障害は社会との関係でとらえられず、個人的なものとして、その障害を軽くしたり、その人の能力を引き上げること重点が置かれ、社会的障壁を問題にする考え方は出てきません。障害者権利条約は障害をもつ人が他の人たちと平等に社会参加できるように、社会を変えていかなければならないとしているのです。

地域での自立した生活を

障害者権利条約は、すべての障害者が他の人たちと平等な選択の機会をもち、地域社会で生活する平等な権利をもつとして、国がそのための効果的で適当な措置をとるよう求めています。わが国の精神障害者の状況に照らして最も問題になるのは、受け入れ先がなく長期入院になってしまった「社会的入院」の

人たちです。障害者権利条約を批准したわが国は、この問題に効果的に適切に取り組みなくてはならないのです。

すべての人の問題として

障害者権利条約を身近なものと感じられず、取っつきにくいと思う人もいるでしょう。しかし「人間は障害をもっているか、この先障害をもつようになるかどうかだ」と言った人がいますが、障害はすべての人の問題です。この条約がどのように実行されるかということとは、すべての人にかかわる問題です。

### ミニ知識一覧

だいかれん誌

- 233号 摂食障害
- 234号 精神医療審査会
- 235号 精神障害者保健福祉手帳
- 236号 障害者総合支援法
- 237号 成年後見制度
- 238号 障害者雇用率制度
- 239号 日常生活自立支援事業
- 240号 高額療養費制度
- 241号 精神保健福祉士
- 242号 介護保険
- 243号 セルフ・ヘルプ・グループ
- 244号 障害者権利条約

だいかれん誌に載ったミニ知識の一覧です。このことについてもっと知りたいというご要望があれば大家連までお知らせください。

# 精神保健福祉講座

「家族として、当事者だった身として、そして精神科医として伝えたいこと」7月4日(土)

夏苺郁子先生福祉講座 感想文

わかちあう会 Y・K

朝からしとしと雨が降り続く、あいにくの梅雨空の日でした。立ち見ができ入り切れない程の満員の受講者の前に、その人は、まるでひっそりと咲く紫陽花の様に静かに現れました。精神科医の夏苺郁子先生です。先生が10歳の時に統合失調症を発病されたお母様との壮絶な日常生活：毎日同じ鶏肉を焼いた食事、1度も洗濯しないシート、ネズミや猫が住み着く非衛生的な家。お父様は家に帰らず頼りにならない。夜中にひどくなる、お母様の病状に布団を被って耐えたと。どんなに孤独で不自由で寂しかった子供時代であった事か想像を絶するお話を、よく包み隠さず話してくださいと思います。そして病状が悪化し近所に迷惑をかけ『後ろ手』に縛られて入院させられたお母様の姿の記憶を、先生は『皆さんは縄で縛られたり、縛られた人を見たことがありますか?』と私達に問いかけました。息を飲むような衝撃的な言葉でした。

その後、並大抵では出来ない努力で医学生になった後、生い立ちへの恨みと葛藤から夏苺先生自身も心も病んでしまい絶望の日々が訪れます。自殺未遂、注視妄想。しかし服薬し

ながらも、精神科医への道につながったのは夏苺先生の使命でもあり運命だったと感じました。『心が変われば運命も人生も変わる』けど、大切なのは『聞く耳を持つにはタイミングが必要』との言葉は心に響き忘れられません。

先生が回復するのには、出会うべくして出会った人達がいきました。お母様との再会に手を貸して『花街の人』、在日韓国人で若くして亡くなった「郁ちゃん」這ってでも生きや」と言った『すみちゃん』、心の恩師であるターミナルケアの『柏木先生』、そして先生がお母様との病気を公にするきっかけになった漫画『わが家の母はビョーキです』の『中村ユキさん』とのタイミングの良い出会いで、先生が変化して再生していく過程のお話は驚きと感動でした。とうとう『グラン・ジューズ』(バレエ用語の跳躍)を果たしたと：お母様の手作りの素敵なスーツを着て話す先生。その姿は講演も終わりに近づくと最初に感じた紫陽花(アジサイ)の花ではなく、明るい日差しのような希望をくれる向日葵(ヒマワリ)の花を感じさせてくれました。

これからも、心を病む当事者を持つ家族に「人が回復するのに締め切りはありません」と元当事者、当事者の家族、そして精神科医である三者の立場から心に響く感動のメッセージを伝え続けてください。

夏苺郁子先生の本の紹介

「心病む母が遺してくれたもの」

—精神科医の回復への道のり—

日本評論社

定価：税込み1,404円

(本体価格1,300円)

「制度を使わなくても

いっまでできる一人暮らし」6月14日(土)

「地域で暮らすための支援」に参加して

グループ風 K・C

以前、家族会でグループホームを作ろうと不動産屋をまわりましたが、精神障がい者のグループホームではと断られ、実現できませんでした。また、当事者を一人暮らしさせようとして、アパートを申し込むと所得証明の提出をもとめられ、年金証書を提出すると、やはり、精神障がい者は断られます。親なき後、一人暮らしができるのか、親は心配しています。

今回の阪井土地開発(株)の阪井ひとみさんは岡山で450人もの精神障がい者にアパートやマンションを提供されています。阪井さんのお話では、現在、日本では429万2300戸の賃貸住宅の空き家と820万戸の実家の空き家があるそうです。阪井さんのような不動産会社が大阪でも起業されたらと願います。

植田(株)フィードは訪問看護事業の会社です。植田知恵子さんは寝るスペースもないほどのゴミ屋敷化した精神障がい者の家を粘り強く訪問し、地域で人間らしく暮らせるようになるまで支援されています。住宅が確保できない当事者のために、Nフィードが住宅を借り上げて、貸主になって当事者に貸すということもされています。

お2人のお話どちらも、家族に希望が見える話でした。



訂正とお詫び

6月に発行しました「だいかれん誌」243号の1ページ目について

新役員体制

理事 山本美世子 (新任)

記載もれがありました。

山本理事と大家連理事会として読者の皆様にお詫び申し上げます。

「みんなねっと」購読しませんか

精神障害者とその家族を支援する「みんなねっと」の活動を応援してください。

「月刊みんなねっと」は賛助会費を振り込んでいただくと、毎月お手元に届きます。個人で申し込まれる場合は、郵便局に備え付けの振込用紙で(口座番号)「00130-0-338317」(加入者名)「みんなねっと」宛てにお振り込みください。購読費は年間3500円です(年度の途中で入会した場合は、4月号よりさかのぼって送られてきます)

団体及び2名以上の購読費は年間3000円です。

ひとりで悩んでいませんか?

心の病の患者さんを抱えている家族の方ひとりで悩んでいないで...  
あなたはもうひとりぼっちではありません!  
同じ家族の立場で電話相談員があなたの悩みをお聞きます。



大家連 電話相談室

☎ 06-6941-5881

電話相談日 月～金 10:00～15:00  
(祝日・お盆・年末年始は休みます)

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

編集後記

投書のお願ひ。家族会または家族個人の立場での悩み・出来事・困難な事例などを投書していただき、大家連誌に載せたく考えています。そして、他家族の会員の方々や悩みを共有する多くの人々とその内容を共有することにより、考えるヒントにしたく考えています。

投書して下さる場合は5～6000字程度  
でお願いいたします。  
(藤井 明人)



赤い羽根募金

今年度も大阪府共同募金会から57万円をいただきました。  
年4回発行のこの機関誌の印刷および発送は、大阪府共同募金会からの助成金で行っています。ありがとうございます。  
赤い羽根募金へのご協力をしていただいた多くの皆様に感謝いたします。

編集人 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 会長 倉町 公之  
連絡先 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂 (A棟4階)  
Tel 06-6941-5797 Fax 06-6945-6135  
振込先 郵便振替 00970-4-72221 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会  
定 価 1部100円 (大家連家族会費には購読料を含む)

発行人 関西障害者定期刊行物協会  
大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階